

令和5年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和5年4月10日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村泉治

8番 根本博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

4. 出席農地利用最適化推進委員

相馬英里

香取典男

加賀文志

齊藤剛廣

長島 操

5. 欠席農地利用最適化推進委員

渡邊一郎

戸邊真一

6. 出席事務職員

局長 柏木幸昌

農地係長 遠藤幸廣

主任 片桐圭悟

主査 富塚隆則

7. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから令和5年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8番 根本博委員

9番 大炊三枝子委員

よろしくお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」新規4件、再設定1件、所有権移転1件、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記の通り、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年4月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、面積は2,679平方メートルの所有権を移転するものです。

整理番号1番の1の所在地は、〇〇〇〇〇〇の南西側約200mに位置し、整理番号1番の2は、〇〇〇〇〇〇の北西側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の5ページ、6ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇の方です。

近隣に所有地があり農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人、譲渡人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕作面積は借受地を含め約3.52ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間230日、妻も230日、子が230日と200日です。

耕運機、農用車、トラクターを揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日令和5年4月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は10ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目田、現況地目雑種地一筆、面積は113平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北西側約650mに位置しています。

計画書では、隣地である〇番〇を昭和63年6月20日付けで農地転用許可を受け駐車場として利用していましたが、〇番〇も併せて駐車場として利用してしまいました。

なお、当該地は昭和63年から駐車場として利用していましたが、一帯を許可申請したものと勘違いし、現在に至ります。

このため始末書を提出していただいています。

資料の13ページに添付しています。

また、雨水は砂利敷きにすることで敷地内に自然浸透で処理しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

申請人及び代理人の立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連担している程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500m以内であることから農地区分は「第2種農地」と判断しました。

以上のことから、農地法4条の許可要件は満たしており、第2調査会では、全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

次に議案第3号「農用地利用集積計画（案）」について審議します。

なお、整理番号6番について〇〇〇〇委員が関係者となっております。

〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日令和5年4月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案資料は18ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規4件、再設定1件、所有権移転1件です。

「整理番号1番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は4,508平方メートルです。

権利の設定を受ける者は株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

「整理番号2番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,076平方メートルです。

権利の設定を受ける者は株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

「整理番号3番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は13,997平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

「整理番号4番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は2,035平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

「整理番号5番」賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は445平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は11ヶ月、借賃は全面積で〇円です。

「整理番号6番」所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,545平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて大炊第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 「整理番号1番」「整理番号2番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約43.07ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日です。トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

「整理番号3番」「整理番号4番」の権利の設定を受ける者の経営面積は借受地を含め約17.19ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻も250日、祖父が200日、父が250日、母も250日、弟も250日、弟の妻が200日、子も200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

「整理番号5番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.62ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間365日、妻が15日です。

耕耘機、刈払機、トラクター等を揃えています。

「整理番号6番」の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約6.5ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、父が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から5番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番から5番については、原案通り決定することとしました。

次に、整理番号6番について質疑に入ります。

なお、〇〇〇〇委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(〇〇〇〇委員退室)

「整理番号6番」について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号6番については、原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇〇委員入室)

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」

下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、この会の意見を求めます。

提出日令和5年4月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は30ページからとなります。

当該案件は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個

人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに、当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。

このことから、現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請人立会いのもと、現地調査をしました。

申請地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑3筆、面積は1,744平方メートルを相続により継承するものです。

被相続人、相続人はともに〇〇〇の農業者です。

相続人の農業従事日数は、本人が年間150日、妻が60日、子も60日、子の妻が30日です。

トラクター、コンバイン、農用自動車等を揃えています。

また申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について採決します。

証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は、原案どおり証明することにいたします。
続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。

届出事由は、自己住宅、公衆用道路及び共同住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。

届出事由は、住宅が5件、宅地が2件です。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました
通知の事由は、対象圃場での作業が困難なためです。

報告第4号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、一件受理しました。
届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもって、令和5年第4回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。